

千葉市地域防災計画修正案（平成29年度修正）の概要

1 熊本地震等における課題・教訓等を踏まえた修正 【主な修正内容】

（1）避難所運営体制の強化

○ 避難所運営委員会が主体となった避難所運営

⇒ 避難所運営委員会の目的、組織系統、活動内容（平常時及び災害時）をはじめ、その設立や活動を促進することについて明記

⇒ 避難所の運営は、避難所運営委員会が主体となることについて明記。

なお、避難所運営委員会が設立されていない場合には、職員と施設管理者が避難者と協力して開設当初の運営を行い、中長期に及ぶ場合は、避難所運営委員会を立ち上げるなど、避難者が主体となり運営を行うことについて明記

○ 教職員と直近要員の連携強化及び役割分担の明確化

⇒ 各学校の教職員を避難所担当教職員として指定し、直近要員と連携して避難所運営業務を行うことについて明記

（2）指定避難所外で生活する被災者の対策の強化

○ 車中泊等で生活する被災者の対策

⇒ 指定避難所への避難が原則となるが、やむを得ず、車中泊等で生活する被災者については、近隣の指定避難所において、必要な物資の配布、正確な情報の伝達、エコノミークラス症候群予防等のための保健師による健康相談等により生活環境の確保が図られるよう努めることについて明記

（3）備蓄・物流対策の強化

○ 避難所における消毒液等の衛生用品の備蓄

⇒ 避難所における食中毒、感染症等を防止するため、消毒液、ゴム手袋、マスク等の衛生用品を計画的に備蓄することについて明記

○ 家庭等での備蓄対策の強化

⇒ 家庭等での食料・飲料水の備蓄について、最低3日間、推奨1週間とし、また、少し多めに購入、消費した分を補充し、日常的に備蓄することについて明記

○ 物資供給に係る関係部等の役割分担の明確化

⇒ 物資供給に係る関係部（財政部・市民部・経済農政部・区本部）や協定締結団体の役割分担について明記

○ 迅速な物資供給に向けた集積場所及び輸送方法の見直し

⇒ 迅速に被災者に物資を供給するため、原則、災害時における物資集積場所を蘇我スポーツ公園1カ所とし、物資集積場所から避難所に直接輸送することについて明記

(4) 他都市への応援、他都市からの受援体制の整備

○ 他都市での大規模災害に備えた応援体制の整備

⇒ 他都市において大規模災害が発生した場合に備え、応援体制の整備を行うとともに、応援の実施にあたっては、被災自治体の状況に配慮しつつ、積極的な応援を行うことについて明記

○ 災害時受援体制の整備（千葉市災害時受援計画を明記）

⇒ 大規模な災害が発生した場合、行政機能が低下する中であっても、災害応急対策や被災者支援等の業務を行う必要があり、他の地方自治体や民間企業、ボランティアなど外部からの人的支援の受入れ手順や受入れに係る役割分担を明確化し、物資の調達や物流に係る受援体制の整備を図るため、千葉市災害時受援計画の策定について明記

(5) リ災証明書交付体制の強化

○ 職員の育成などによる市の体制の強化

⇒ 平常時から研修等により住家被害調査に従事する職員の育成、リ災証明書を交付する被災者支援システムの整備により、必要な業務の実施体制の強化を図ることについて明記

(6) 災害時保育の見直し

○ 災害時保育の段階的な実施及び早期再開に向けた取組み

⇒ 各保育所（園）の被災状況等に応じて、受入れに余裕がある保育所（園）での合同保育の実施や、他の公共施設等を使用した保育の実施など、災害時保育を段階的に実施するとともに、全保育所（園）での保育の早期再開に向け、施設の復旧や必要物資の調達、他自治体等からの応援も含めた保育士の確保を図ることについて明記

○ 地域の子育て支援及び一時預かりの実施

⇒ 在籍児童だけでなく、地域の保護者等に対して、保育の専門性を活かした子育て支援を積極的に行うとともに、災害復旧に従事する等の理由で一時的に保育が必要となった児童について、可能な範囲で受入れに努めることについて明記

(7) 災害時のトイレ確保対策

○ マンホールトイレの整備拡充

⇒ 非常用井戸を設置した小学校等に加え、プールの水といった水源を持つ小・中・高・特別支援学校へ整備を拡充することについて明記

2 地震被害想定調査の結果を踏まえた修正 【主な修正内容】

(1) 地震被害想定の修正

○ 想定地震を千葉市直下地震に修正

- ⇒ マグニチュード7クラスの首都直下地震は、どこの場所でも発生する可能性があるとしており、震源が近いほど揺れが大きくなることから、千葉市に最も大きな影響を与える地震として千葉市直下地震を想定地震とすることについて明記
- ⇒ 被害想定調査の結果として、建物被害、人的被害、避難者数に加え、液状化危険度、ライフライン被害、帰宅困難者数等を明記

(2) 建物耐震化の推進

○ 第2次千葉市耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進

- ⇒ 第2次千葉市耐震改修促進計画における住宅等の目標耐震化率95%に向けた、基本的な取り組み方針、助成制度等を推進することについて明記

(3) 出火防止・初期消火対策の強化

○ 感震ブレーカーの設置促進

- ⇒ 電熱器具等からの出火や電気復旧時に断線した電気コード等からの出火を防ぐため、大規模地震発生時に自動的に電気の供給を遮断する感震ブレーカーの設置を促進することについて明記

○ 地域における排水栓を活用した初期消火活動の促進

- ⇒ 地域における初期消火力を向上させるため、自主防災組織による排水栓を活用した初期消火活動を促進することについて明記

(4) 家具転倒防止対策の強化

○ 家具の固定等の啓発の強化

- ⇒ 高齢者・重度障害者世帯への転倒防止金具の助成・設置をさらに推進していくほか、各家庭において、①家具や大型家電製品を金具等で固定することにより転倒・落下防止対策を行うこと、②倒れた家具が寝ている人を直撃しないように、また、出入り口をふさがないように配置すること、③寝室や子ども部屋にはできる限り家具を置かないこと、④できる限り背の低い家具を選ぶこと、などについて、市ホームページ、広報紙等により重点項目として啓発することについて明記

3 国・県の動向等を踏まえた修正 【主な修正内容】

(1) 内閣府「避難勧告ガイドライン」に基づく修正

○ 高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から避難情報の名称を変更

⇒ 「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」を「避難指示（緊急）」に修正

(2) 法制度改正及び他計画の修正の反映

○ 水防法等の改正の反映

⇒ 水防法等の改正に伴い、浸水想定区域等内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の義務化について明記

○ 千葉県地域防災計画の修正の反映

⇒ 千葉県地域防災計画の修正を踏まえ、避難所における被災者の健康管理等について明記

(3) 指定公共機関等の追加

○ 国が指定したことに伴う指定公共機関の追加

⇒ 通信事業会社（株）NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、
KDDI(株)、ソフトバンク(株)

運送事業会社（福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)

流通事業会社（株）イトーヨーカ堂、イオン(株)、ユニー(株)、

(株)セブン-イレブンジャパン、(株)ローソン、

(株)ファミリーマート、(株)セブン&アイ・ホールディングス)

○ 県が指定したことに伴う指定地方公共機関の追加

⇒ 医療・看護機関（公益社団法人 千葉県看護協会）

(4) 気象情報等の修正

○ 気象情報等の修正

⇒ 雷及び竜巻の気象情報や地震及び津波に関する情報等の内容を修正

4 その他所要の修正 【主な修正内容】

(1) 気象等の統計データの更新

○ 気象の統計データの更新

⇒ 気温、降水量等、気象情報に係るデータの更新

○ 人口の統計データの更新

⇒ 平成27年国勢調査に基づき、人口世帯数等のデータの更新

(2) 市及び関係機関の組織改正の反映

○ 市の組織改正の反映

⇒ 市の組織改正（区市民課と保険年金課が統合し市民総合窓口課新設等）に伴い、災害対策本部の組織等を修正

○ 関係機関の組織改正の反映

⇒、関係機関の組織改正（東京電力株の分社化等）に伴い、事務又は業務の大綱について、内容及び表現を修正

(3) 千葉県国土強靱化地域計画との関係の明記

○ 今年度策定する千葉県国土強靱化地域計画との関係の明記

⇒ 本計画は、国土強靱化に関する部分について、「千葉県国土強靱化地域計画」の基本目標を踏まえ、策定することについて明記